

【取扱い厳重注意】

平成23年8月29日

聴取結果書

東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会事務局  
局員 飯崎 準

平成23年8月26日、東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証のため、関係者から聴取した結果は、下記のとおりである。

記

第1 被聴取者、聴取日時、聴取場所、聴取者等

1 被聴取者

福島県庁	生活環境部人権男女共生課主査	鈴木靖
	出納局出納総務課長	菅野文衛
	生活環境部原子力安全対策課主幹	片寄久巳

2 聴取日時

平成23年8月26日午後13時00分から同日午後15時00分まで

3 聴取場所

県自治会館3階会議室

4 聴取者

飯崎補佐

5 ICレコーダーによる録音の有無等

- あり  
 なし

第2 聴取内容

避難措置について  
別紙のとおり

第3 特記事項

なし

## 【取扱い厳重注意】

### 別紙

#### 1 被聴取者の身分

人権男女共生課の鈴木主査は、事故後、県災害対策本部における一時立入事務を担当している者、菅野出納総務課長は、事故後、県災害対策本部における被災者への生活物資の支援等を行う支援班長を務めている者、片寄原子力安全対策課主幹は、事故発生時から、原子力災害対策（特に住民避難）を担当していた者である。

#### 2 地震後の状況

3/11 14:46の地震発生後、震災及び津波対応のための災害対策本部が立ち上がっており、原子力災害もこの災害対策本部で対応している。なお、地震直後から、原子力専用の電話・FAXが通じなくなっており、衛星電話も使えない状態であった。また、災害対策本部を設置することとなっていた西庁舎8階が地震後の損傷で使用できなくなり、県庁隣の自治会館で対応している。

#### 3 3/11 19:02の原子力緊急事態宣言（第一原発）について

これは、官房長官記者会見で認知した。その後、20:15に国から緊急事態宣言を発令した旨の連絡が入ったとの記録が残っている。報道先行ではあったが、国からの連絡を受理後直ちに知事に報告し、その後県災害対策本部を取り巻くように集まっていたマスコミに対しても広報している。マスコミ対応は生活環境部次長が行っている。これ以降の各種避難指示についても、報道先行の場合であっても、国から連絡があり次第、知事に報告後直ちにマスコミ発表を行っている。

原子力緊急事態宣言を認知後、私（片寄主幹）と生活環境部次長との間で、早急に避難指示を出す必要があるため、どの範囲に対して指示を出すか検討を行った。事前の原子力防災訓練では、原発から半径2kmに風下の地域を加えて鍵穴状に避難指示を出すことになっていたが、この時期の夜間は海風であることを考えると、風下を加える必要はないと判断し、夜間の避難は日中の避難よりも混乱を生じる危険があることなどを考慮して、2km圏内に避難指示を発出した。この時は、電話が通じにくいということもあって、国とは一切相談をしておらず、私（片寄主幹）と生活環境部次長とで決めた上で、知事の決裁をいただき、20:50に大熊町及び双葉町に対して発出している。両町に対しては、電話で連絡していると思うが、何時何分に連絡したとの記録は残っていない。

#### 4 3/11 21:23の第一から半径3kmの避難指示について

21:35に国から電話連絡を受けたとの記録が残っている。この避難指示については、大熊町及び双葉町に対して電話で連絡していると思うが、当時、電話がつながりにくい状況にあったため、実際につながったかどうかは定かではない。当時作成していたメモ等を調査したが、何時何分につながったというメモは残っておらず、確認は取れていない。

#### 5 ベントの実施に関する連絡について

保安院から、東電においてベントを計画している旨を保安院がプレス発表するという

## 【取扱い厳重注意】

連絡を3/12の2:30に受けた。これより前に東電からもベントを検討しているとの連絡を受けており、おそらく3/12 午前0時過ぎだったのではないかと記憶している。連絡を受けたのは、私（片寄主幹）である。連絡を受けた時、私（片寄主幹）としては、夜のうちにベントをしてくれれば、海風なので陸地に放射性物質が拡散することが防げるとの感想を抱いていたが、早くベントをしてくれとか、ベントをするなどといったことを申し入れたことはない。ただし、ベントをする前には県に連絡して欲しいというようなことは申し入れている。

### 6 3/12 5:44の第一から半径10kmの避難指示

記録が残っていないので、国からの連絡で認知したのか、TVで認知したのかは定かではない。関係市町村への連絡も、災害対策本部員が行ったのだらうとは思いますが、記憶が定かではない。何時何分に連絡をしたという記録は残っていない。

### 7 3/12 7:45の第二から半径3kmの避難指示について

8:45に国から電話を受けて認知している。8:50には、細野補佐官が生活環境部長に対して同様の連絡をしていることが記録として残っている。これも、関係市町村に対して連絡しているとは思いますが、記録が残っておらず、確かなことは言えない。

### 8 3/12 8:28に大熊町で避難が完了していない旨の連絡について

第一原発から連絡を受けている。避難が完了していない地区は、前日に避難指示された3 kmよりは離れた地点であり、この時点で避難がまだ完了していないのは当然だと思っていたし、県として、ベントを早くしろとか、するなどといったことを申し入れている。その後、避難が完了したという報告を受けた覚えはなく、記録も残っていない。

### 9 3/12 15:36の第一原発1号機の水素爆発について

双葉厚生病院近くで避難誘導をしていた警察官からの無線連絡を受けた県警から情報が入って認知したので、爆発後すぐに認知していると思う。当時入った情報では、ドカーンという爆発音の後、第一原発あたりからキノコ雲が上っているとの内容であり、私（片寄主幹）どもは、格納容器まで損傷してしまったのではないかと心配し、東電のGMに詳しい状況について連絡するようお願いしている。16:34にGMから連絡を受けたが、何らかの爆発があったということと、東電社員に負傷者が出ているという程度の説明しかなかった。

### 10 3/12 17:39の第二から半径10kmの避難指示及び18:25の第一から半径20kmの避難指示

第二から半径10kmの避難指示は、17:39のしばらく後に国から電話連絡が来ている。第一から半径20kmの避難指示は、総務省消防庁から連絡があったようで、電話を受けた者のメモに「1F、2F 20km」と書かれていた。

私（片寄主幹）は、なぜ消防庁から連絡が入ったのかと思い、直接保安院に電話をしたところ、原子力防災課長が出たため、本当に20kmになったのかと聞いたところ、課長から、20kmだと回答を得たので、私は、1F2Fとも20kmになったのだと思い、知事まで報告した上で、報道発表したところ、NHKニュースでその旨のテロップが流れ、

## 【取扱い嚴重注意】

直後に■■課長から電話があって、「2Fは10kmだ。私は2Fが20kmとは言っていない、そっちの責任だ」と叱られたことを覚えている。すぐに知事まで報告した上で、報道にも修正の連絡を出している。

実は、このやり取りの前に、テレビで報道されたか何かで、避難範囲が20kmになるという話を聞いたため、本当に避難範囲が20kmにまで拡大されるのかと思って、保安院の■■課長に電話したところ、「保安院としては10kmで十分だと思っているんだが、官邸が20kmだと言って聞かない。保安院としては10kmで頑張っているんだ」ということを言われた。その後、第二について20kmと誤報してしまったこともあって、この時の保安院との一連のやり取りについては、私（片寄主幹）はよく覚えている。

なお、この避難指示について、対象自治体に県から連絡したかどうかについては、記録が残っていない。原子力班10名のみで対応しており、しかも災害時優先の固定電話も携帯電話もつながりにくい状態にあったため、連絡がつかなかったかもしれない。

### 11 3/15 11:00の第一から半径20～30kmの屋内退避指示と物資の停滞

記録上は、11:15に総理事会見があり、11:25に国から直接電話で連絡があり、11:38に再度国から連絡があって、内容について関係市町村に連絡するように指示があった。これまで、国から避難指示について伝達を受けた際には、関係市町村に県から連絡するよう指示されたことはなく、私（片寄主幹）どもが所属する原子力班は手一杯であったことから、県の消防防災課に市町村への連絡を頼んでいる。結果として、富岡町、大熊町、双葉町、いわき市、楡葉町、田村市及び広野町に対して連絡が付いた旨の記録が残っている。

### 12 屋内退避区域内における生活支援として実施した対策について

3/15の屋内退避指示後、屋内退避圏内の自治体に物資が入りづらくなるという状況が見られたため、県では、食料品等を入手した上で、自衛隊に対して南相馬市等の自治体に運送するよう要請を行っている。

また、4/4からは、県で調整して、要介護者等に対する巡回診療を開始している。

### 13 4/22の計画的避難区域及び緊急時避難準備区域の設定について

計画的避難区域や緊急時避難準備区域の設定については、県に対しても事前の打診があったようであるが、基本的には、国と各市町村との間で協議しながら決めていったようである。

私（片寄主幹）は、3/23にSPEEDIのデータが公表された際に、飯館村は早く避難すべきではないかと思っていた。しかし、原子力安全委員会は、データを公表する一方で、精度の問題などから、直ちに避難区域に変更を及ぼすものではないとの見解を出している。4/22に村全域が計画的避難区域に指定された以降も、なかなか住民避難が進まなかったのは、この時のSPEEDIデータに対する原子力安全委員会の見解が、飯館村の人に対して、住んでいても大丈夫だとの誤ったメッセージになってしまったせいではないかと思う。

### 14 一時立入及び警戒区域の設定について

#### 【取扱い厳重注意】

一時立入については、国が作成した一時立入実施計画において、実施主体は市町村とされており、県の役割は、市町村の支援とされている。

具体的には、県において一時立入り受付センターを設置し、希望住民からの受付を一元的に行うこととし、5/13～6/30までの間、受付作業を実施した。実際には、このコールセンターは民間業者に委託して実施しており、当初はオペレーター40名体制で、一時は50名にまで増員して実施したが、6月下旬頃になると、少ない時には1日10件程度の受付となり、6/30でコールセンターは閉鎖し、7/1以降は、各市町村で行うこととしている。コールセンターでは、総数として11609世帯、19717人を受け付けている。

県で受付を行った後、希望者の名簿を市町村ごとに整理して各市町村に送り、各市町村では、希望者名簿を更に地区ごとに分類して、実際の一時立入をする際の班編成を行うことになっている。

警戒区域については、避難区域に戻る住民が後を絶たず、住民からは、避難区域内から、放射能汚染の可能性がある物品を持ち出すのは危険ではないかとの苦情も寄せられていたことから、立入について強制力のあるやり方で臨めないのか国に対して要望していた。警戒区域の設定については、国と各市町村との間で、直接協議していたようである。

#### 15 特定避難勧奨地点の設定について

特定避難勧奨地点の設定方法については、対象となる自治体と国が直接協議をして実施しており、県から何か提案したということはないようである。県の関わりとしては、指定前に行うモニタリングに協力するということのみである。

以 上